

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年三月三十日大蔵省令第二十四号)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 中間連結貸借対照表</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 負債(第三十六条―第四十一条の三)</p> <p>(削る)</p> <p>第四節・第五節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 削除</p> <p>九～十八 (略)</p> <p>十九 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十五項に規定する企業結合をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 中間貸借対照表</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 負債(第三十六条―第四十一条)</p> <p>第四節 連結調整勘定(第四十二条)</p> <p>第五節・第六節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 連結調整勘定 連結会社の投資とこれに対応する連結子会社の資本の相殺消去の結果生じた差額をいう。</p> <p>九～十八 (略)</p> <p>(新設)</p>

二十	取得企業	財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業をいう。	(新設)
二十一	被取得企業	財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。	(新設)
二十二	結合企業	財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。	(新設)
二十三	被結合企業	財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。	(新設)
二十四	結合後企業	財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。	(新設)
二十五	結合当事企業	財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。	(新設)
二十六	パーチェス法	財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する方法をいう。	(新設)
二十七	持分プーリング法	財務諸表等規則第八条第三十四項に規定する方法をいう。	(新設)
二十八	共通支配下の取引	財務諸表等規則第八条第三十五項に規定する共通支配下の取引をいう。	(新設)
二十九	事業分離	財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する事業分離をいう。	(新設)
三十	分離元企業	財務諸表等規則第八条第三十七項に規定する企業をいう。	(新設)
三十一	分離先企業	財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する企業をいう。	(新設)

企業をいう。

(重要な後発事象の注記)

第十二条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要な後発事象」という。)が発生したときは、当該事象を注記しなければならぬ。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(パーチェス法を適用した場合の注記)

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、パーチェス法を適用した場合について準用する。この場合において、同条第一項、第二項並びに第三項第一号及び第二号中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(持分プリーング法を適用した場合の注記)

第十七条の五 財務諸表等規則第八条の十八(第四項を除く。)の規

(重要な後発事象の注記)

第十二条 中間連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該中間連結財務諸表に係る中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した当該事象を注記しなければならない。

(新設)

(新設)

定は、持分プーリング法を適用した場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第三号中「財務諸表に」とあるのは「中間連結財務諸表に」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条の六 財務諸表等規則第八条の二十(第三項を除く。)の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(新設)

(共同支配企業の形成の注記)

第十七条の七 財務諸表等規則第八条の二十二(第三項を除く。)の規定は、共同支配企業の形成について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業分離の注記)

第十七条の八 連結財務諸表規則第十五条の十六の規定は、事業分離について準用する。この場合において、同条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

る。

(分離先企業の注記)

第十七条の九 財務諸表等規則第八条の二十四の規定は、分離先企業について準用する。

(新設)

(子会社の企業結合の注記)

第十七条の十 連結財務諸表規則第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(企業結合に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十一 財務諸表等規則第八条の二十五(第三項を除く。)の規定は、企業結合に関する重要な後発事象等について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(新設)

(事業分離に関する重要な後発事象等の注記)

第十七条の十二 財務諸表等規則第八条の二十六(第三項を除く。)の規定は、事業分離に関する重要な後発事象等について準用する。

(新設)

この場合において、同条中「貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十七条の十三 連結財務諸表規則第十五条の二十一の規定は、子会社の企業結合に関する後発事象等について準用する。この場合において、同条中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

(継続企業の前提に関する注記)

第十七条の十四 中間財務諸表等規則第五条の十八の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十九条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号に掲げる項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に掲げる項目に属する資産と一括して掲記することができる。

一のれん

(新設)

(継続企業の前提に関する注記)

第十七条の四 中間財務諸表等規則第五条の十の規定は、中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十九条 無形固定資産に属する資産は、これを一括し、無形固定資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、無形固定資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

二| その他

2 前項第二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

3| 連結財務諸表提出会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の額を超えることにより生じる差額は、のれんに含めて表示する。

第三十五条の二| 連結財務諸表規則第三十四条の規定は、共同支配企業に対する投資について準用する。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〜三 (略)

四| 負ののれん

五| (略)

2〜4 (略)

5| 連結会社の投資がこれに対応する連結子会社の資本の金額に満たないことにより生じる差額は、負ののれんに含めて表示する。

2| 第二十七条第二項の規定は、無形固定資産について準用する。

(新設)

(新設)

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一〜三 (略)

(新設)

四| (略)

2〜4 (略)

(新設)

(のれん及び負ののれんの表示)

第四十一条の二 財務諸表等規則第五十四条の二の規定は、第二十九条第一項第一号に掲げるのれん及び第三十九条第一項第四号に掲げる負ののれんについて準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第四十一条の三 財務諸表等規則第五十六条の規定は、企業結合に係る特定勘定の注記について準用する。

(削る)

第四十二条 削除

(新設)

(新設)

第四節 連結調整勘定

(連結調整勘定の表示)

第四十二条 連結調整勘定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところに従って記載しなければならない。

一 投資の金額がこれに対応する資本の金額を超えることによつて生じたものである場合 中間連結貸借対照表の無形固定資産の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。

二 投資の金額がこれに対応する資本の金額に満たないことによつて生じたものである場合 中間連結貸借対照表の固定負債の区分に一括して連結調整勘定の科目をもつて掲記する。

2 二以上の連結子会社に係る投資と資本との相殺消去により、前項第一号に規定する連結調整勘定と同項第二号に規定する連結調整勘

第四節 純資産

第五節 雑則

(営業外収益の表示方法)

第五十八条 営業外収益に属する収益は、受取利息（割引料及び有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、負ののれんの償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第六十二条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記について準用する。

3 定とが生ずる場合には、これらを相殺して記載することができる。
連結調整勘定の金額が少額な場合には、第一項の規定にかかわらず、他の適当な科目に含めて記載することを妨げない。

第五節 純資産

第六節 雑則

(営業外収益の表示方法)

第五十八条 営業外収益に属する収益は、受取利息（割引料及び有価証券利息を含む。）、受取配当金、有価証券売却益、負債の部に計上された連結調整勘定の償却額、持分法による投資利益その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各収益のうち、その金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(新設)

2 (略)	<p>(のれん及び負ののれんの償却額等の表示)</p> <p>第六十六条 財務諸表等規則第九十七条の規定は、のれん及び負ののれんの償却額の表示について準用する。</p>
2 (略)	<p>(連結調整勘定償却額等の表示)</p> <p>第六十六条 資産の部に計上された連結調整勘定の償却額と負債の部に計上された連結調整勘定の償却額とが生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。</p>